

船橋市地方卸売市場協力会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場協力会（以下「協力会」という。）が市場全般の発展に寄与するために実施する事業に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 船橋市地方卸売市場協力会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、協力会が自主的な運営により市場の秩序の保持及び改善に協力し、市場内で市場施設を使用して業務を営む団体を対象として実施する次に掲げる事業とする。

(1) 市場の清掃、塵芥処理、防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関する事業

(2) 協力会事業の円滑な推進を図るために設置された青年協議会が市場の活性化と繁栄を目的に行う事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 協力会は、補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地方卸売市場協力会補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 協力会は、前項の規定により申請するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による

地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない経費については、この限りではない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容を船橋市地方卸売市場協会補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第6条 協力は、補助事業が完了したときは、速やかに船橋市地方卸売市場協会補助事業実績報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 協力は、第4条第2項ただし書の規定により申請した経費について、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その旨を船橋市地方卸売市場協会補助金交付額確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 補助金は、規則第15条第1項ただし書きの規定により、7月、10月、及び1月に交付することができる。

2 協力は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市地方卸売市場協会補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の額を確定した場合において、確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 協力は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、または仕入控除税額が0円であることが明らかになった場合は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 協力は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。ただし、この要綱の規定は令和3年12月1日以後に新たに交付申請を行う補助事業について適用し、同日より前に補助金の交付申請を行った補助事業については、従前の例による。